

竹原市測量・建設コンサルタント等業務発注要綱

改正 平成12年3月24日告示第18号 平成16年9月28日告示第188号
平成29年5月30日告示第60号 令和元年5月29日告示第55号
令和2年2月6日告示第11号 令和2年8月21日告示第94号

(目的)

第1条 この要綱は、竹原市が発注する測量・建設コンサルタント等業務について、その目的及び内容に最も適した受託者を公正かつ的確な手続きで選定し発注することにより、業務の円滑で適正な執行を確保することを目的とする。

(業務)

第2条 この要綱において測量・建設コンサルタント等業務（以下「委託業務」という。）とは、次に掲げるものの請負又は受託を行う業務をいう。

(1) 測量

土木建築に関する工事に関する測量（測量法第3条の測量をいう。）

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

建築に関する工事の設計若しくは監理並びに建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言

(3) 地質調査業務

地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務

(4) 補償関係コンサルタント業務

公共工事に必要な土地の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関する業務

(5) 土木関係建設コンサルタント業務

土木に関する工事の設計若しくは監理並びに土木に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言

(6) その他

土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案、若しくは助言（前記各号に

掲げるものを除く。)

- 2 前項各号(以下「業務分野」という。)は、その内容に応じた業務部門に細分し、その部門別の具体的な内容は、別表の例示のとおりとする。

(資格審査及び認定)

第3条 委託業務の受託者及び受託候補者(受託者を選定するための手続きへの参加者をいう。以下総称して「受託者等」という。)の資格は、竹原市に入札参加資格審査申請を行った者に対して、希望する分野ごとに審査し、入札に参加する資格(以下「資格」という。)の有無を認定する。

- 2 前項の資格審査申請、審査及び認定について必要な事項は、竹原市建設工事等入札参加資格審査要綱(平成29年竹原市告示第57号。以下「資格審査要綱」という。)第2条に規定する竹原市建設工事入札参加資格等審査会(以下「資格審査会」という。)に諮って、市長が定める。

(発注方法)

第4条 委託業務の発注方法は、設計金額、業務内容等に応じ、次の各号のうちから選択するものとし、竹原市建設工事等入札参加者選定委員会設置要綱(令和元年竹原市告示第59号)第1条に規定する建設工事等入札参加者選定委員会に諮って、市長が定める。

- (1) 一般競争入札(事前審査型又は事後審査型)

複数の受託候補者による入札により受託者を決定する方式

- (2) 指名競争入札(通常型又は公募型)

市長が指名する複数の受託候補者による入札により受託者を決定する方式

- (3) 随意契約

ア プロポーザル方式(公募型又は指名型)

業務の内容が技術的に高度又は専門的な技術が要求される場合に、複数の受託候補者に実施方法等についての技術的な提案を求め、その内容に基づいて契約の相手方として最適な者を特定した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う方式

イ 設計競技方式(公募型又は指名型)

象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性、デザイン性等を特に重視する必要がある場合に、複数の受託候補者に具体的な計画案又は設計案等の提出を求

め、最適な案を特定した上で、その案の提出者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う方式

ウ 特命随意契約方式

委託業務の条件、内容等に最も適した者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う方式（前2項によるものを除く。）

エ その他の随意契約方式

地方自治法施行令第167条の2第1項（第2号を除く。）の規定に基づく随意契約を行う方式

2 前項の発注方法の選択、発注方法に応じた受託者等の選定基準等、事務処理の方法等について必要な事項は、市長が別に定める。

（受託者等の選定等）

第5条 受託者等の選定は、委託業務の適正な実施を確保するための遂行能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。

（選定手続）

第6条 委託業務の発注に係る発注方法の選定、受託候補者の選定及び受託者の特定は、竹原市建設工事入札参加資格選定要綱（平成29年竹原市告示第58号）第2条の規定により設置された竹原市建設工事等入札参加者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経なければならない。ただし、選定委員会において審査を省略する基準を定めることができるものとする。

（見積り期間等の確保）

第7条 委託業務を発注しようとするときは、建設工事の例に準じ、見積り期間を十分に確保するものとする。

（入札等の取扱い）

第8条 委託業務の入札等は、契約規則その他の関係規程を遵守するとともに、建設工事の例に準じて実施するものとする。

（執行体制の確保）

第9条 委託業務の的確な実施を確保するため、発注者は、受託者に別に定める基準に基づく適格な管理技術者及び照査技術者を配置させるほか、次に掲げる方法によって、執行体制等の確保に努めさせるものとする。ただし、災害等に関する業務に

については、専任不要とし、兼務業務の件数として考慮しないものとする。

(1) 業務分野別金額（当該委託業務の契約金額に当該委託業務を構成する業務分野の構成比率を乗じて得た額。以下同じ。）が500万円以上の業務分野の管理技術者が、他の業務分野の管理技術者を兼務しようとする場合（異動等による場合を含む。）の取扱は、当該業務と密接に関連する業務又はプロポーザル方式により発注した業務を兼務する場合を除き、原則として次のとおりとする。

ア 業務分野別金額が3,500万円以上の業務分野の管理技術者は、専任で配置させることとする。

イ 業務分野別金額が500万円以上3,500万円未満の業務分野の管理技術者は、当該業務分野の外に5件以上の業務分野の管理技術者を兼務させないこととする。

(2) 委託業務の一部又は全部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託を申請させ、発注者の承認を受けさせることとする。

なお、再委託する内容が、設計上予定していたものでない限り、原則として再委託は認めないこととする。

(3) 当該業務分野の管理技術者の資格要件について、技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士又は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士を含む場合で、該当する部門の技術士又は一級建築士を配置した場合は、(1)にかかわらず、当該業務分野の外に10件以上又は業務分野別金額の総額が4億円を超える業務分野の管理技術者を兼務させないこととする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月28日告示第188号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月30日告示第60号）

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和元年5月29日告示第55号）

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和2年2月6日告示第11号）

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

附 則（令和2年8月21日告示第94号）

この告示は、令和2年8月21日から施行する。

別表

業務分野	部門	部門別業務内容の例示
測量	1 測量一般	測量（地図の調製又は航空測量のみを業務内容とするものを除く。）
	2 地図の調製	測量の成果を用いて行う地図の作成
	3 航空測量	航空機等を使用して空中から行う測量
建築関係建設コンサルタント業務	1 建築一般	建築工事に関する調査，企画，立案，設計及び監理（建築物の設計又は建築工事の監理を含むものをいう。）
	2 意匠	建築物の意匠に関する調査，企画，立案及び設計
	3 構造	建築物の構造に関する調査，企画，立案及び設計
	4 暖冷房	建築工事に係る暖冷房空調設備に関する調査，企画，立案，設計及び監理
	5 衛生	建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査，企画，立案，設計及び監理
	6 電気	建築工事に係る電気設備に関する調査，企画，立案，設計及び監理
	7 建築積算	建築工事に関する積算
	8 機械設備積算	建築工事に係る機械設備に関する積算
	9 電気設備積算	建築工事に係る電気設備に関する積算
	10 調査	上記各号以外の建築に関する調査，企画，立案，設計及び監理
地質調査業務	1 地質調査	土木又は建築工事のための地質又は土質についての調査，計測，解析及び判定の業務
補償関係コンサルタント業務	1 土地調査	土地の権利者の氏名及び住所，土地の所在，地番，地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等
	2 土地評価	（1）土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定

		(2) 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定
	3 物件	(1) 木造建物, 一般工作物, 立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定 (2) 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定
	4 機械工作物	機械工作物に関する調査及び補償金算定
	5 営業・特殊補償	(1) 営業補償に関する調査及び補償金算定 (2) 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定
	6 事業損失	事業損失(事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等をいう。)に関する調査及び費用負担の算定
	7 補償関連	(1) 意向調査(事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。), 生活再建調査(公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。)その他これらに関する調査 (2) 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整 (3) 事業認定申請図書(起業者が事業認定庁に対する事前協議を行うための協議資料及び協議の完了に伴う本申請図書等)の作成
土木関係建設コンサルタント業務	1 河川, 砂防及び海岸・海洋	治水水利水計画, 砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又は河川(ダムを含む。)砂防(地すべり防止を含む。)若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理
	2 港湾及び空港	港湾計画若しくは空港計画に関する調査, 企画, 立案, 環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に

		関する工事の設計若しくは監理
3	電力土木	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
4	道路	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理
5	鉄道	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理
6	上水道及び工業用水道	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理
7	下水道	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理
8	農業土木	かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
9	森林土木	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
10	水産土木	漁港計画若しくは沿岸漁業計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁業に関する工事の設計若しくは監理
11	廃棄物	廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は廃棄物処理施設に関する工事の設計若しくは監理
12	造園	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評

		価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
13	都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画に関する調査，企画，立案，環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
14	地質	事業別の部門に係る地質に関する調査，企画，立案若しくは助言
15	土質及び基礎	事業別の部門に係る土質に関する調査の企画，立案若しくは助言，事業別の部門に係る構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画，立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
16	鋼構造及びコンクリート	事業別の部門に係る鉄骨構造，鉄筋コンクリート構造，コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査，企画，立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
17	トンネル	事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査，企画，立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
18	施工計画，施工設備及び積算	事業別の部門の工事实施に関する調査，企画，立案若しくは助言，工事实施の監理又は工事实施のための調査，設計，積算若しくは建設マネジメント
19	建設環境	前期6から10までを除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査，企画，立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理
20	機械	事業別の部門の工事实施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査，設計若しくは監理

	21 電気電子	事業別の部門に係る電気通信に関する調査，企画，立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
その他	1 不動産鑑定	不動産の鑑定評価（不動産の鑑定評価に関する法律第2条に規定するものをいう。）
	2 登記手続等	土地家屋調査（土地家屋調査士法第3条に規定するものをいう。），不動産の登記及びそれに付随する業務
	3 その他	前記各号に掲げるものを除くもの